

2021年1月9日

学生・職員の皆様

学校法人京都薬科大学  
危機管理対策本部長

### 緊急事態宣言の発出に伴う本学の対応について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大により、本日、関西2府1県（大阪府・京都府・兵庫県）から、政府に対し、緊急事態宣言について要請されました。

今回の緊急事態宣言の対策の考え方は、飲食等の場における感染拡大防止等、感染リスクの高い場面に絞って、効果的・重点的な対策が主であり、昨年4月に発出された緊急事態宣言のように、学校等の教育機関に対する休業要請がないこと等に鑑み、緊急事態宣言対象期間中の教育研究活動等については、下記により行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 授業・実習・定期試験等について

授業・実習・定期試験等は、感染防止対策を十分に講じた上で予定どおり対面で実施します。

ただし、実務実習（病院・薬局）は実習施設と協議の上、実習方法の変更や実習の延期・中断を行う場合があります。

#### 2. 入学試験について

「大学入学共通テスト」及び「一般選抜B方式（本学独自）」は、感染防止対策を十分に講じた上で予定どおり対面で実施します。

#### 3. 分野における研究活動について

研究活動は、感染防止対策を十分に講じた上でこれまでどおり実施します。

実施にあたっては、学部学生・大学院生・教員の間で実施方法等について十分に協議の上、行ってください。

#### 4. 課外活動について

課外活動は、感染防止対策を十分に講じた上で第1段階（学内・非接触の活動）の活動を継続します。ただし、2月上旬に予定していた第2段階（学内・接触を伴う活動）の開始時期は延期（3月上旬予定）します。第2段階の開始時期については2月20日頃に決定する予定です。

#### 5. 就業関係について

##### ①職員の出張停止について

業務出張は、原則として、当分の間禁止します。

##### ②在宅勤務の実施について

業務体制を確保のうえ、在宅勤務を励行します。

#### 6. その他

クラブ・サークル及び分野での食事会等は禁止します。また、家族や普段一緒にいる人以外との会食は控えてください。

以上